

愛知県では、中国江蘇省との経済連携協定に基づき、江蘇省に進出している県内企業支援のため、「愛知県江蘇省サポートデスク」を運営しています。

私共、上海納克名南企業管理咨询有限公司が愛知県から業務委託を受け、2024年度の運營業務を担っております。

進出企業の皆様の関心があると思われる内容につき、今年度 11 回目となるメールマガジンを配信させていただきます。

最後までお読みいただければ幸いです。

愛知県江蘇省サポートデスク メールマガジン 2024 vol.11

増値税法 26 年 1 月 1 日施行

日本における消費税に相当する増値税につき、2024 年 12 月 25 にちに全人代常務委員会にて可決され、26 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。これまでは増値税暫定条例やその他通知により運用されてきましたが、今回の増値税法施行により、整理された形となります。今回は取り扱いが変更となった部分で重要と思われるものにつき、取り上げたいと思います。

1. 金融商品の取り扱い

これまではサービス取引と同様として扱われ、「販売側もしくは購入側が国内の企業及び個人である場合」を課税対象とし、完全に国外で消費される場合は課税対象外という扱いでした。

これに対して増値税法では、「金融商品が国内で販売された場合」、または「販売者が国内の法人または個人である場合」を課税対象とする、と明確化されました。

2. みなし販売取引

みなし販売取引とは、本来は課税対象となる販売行為ではないものの、一定の条件に該当する取引は「みなし販売取引」として課税対象となる、というものです。

これまで、同一県・市ではない総会社と分公司の間で商品の移動を行った場合、「みなし販売取引」として課税対象となっていました。増値税法では削除されています。

3. 仕入増値税の還付

増値税は、日本の消費税の納税額の計算と同様に、売上増値税から仕入増値税を控除した金額が納税額となります。ただし、日本の消費税の場合、売上消費税<仕入消費税となった場合、還付となっているのに対し、中国の増値税の場合、売上増値税<仕入増値税となった場合は、次回以降の納税申告へ繰越というのが原則的な取り扱いでした。（輸出増値税の還付は除く）

これに対して、増値税法では、繰越あるいは還付申請が選択可能となっています。これにより控除できなかった部分を回収できる可能性が出てきました。

来年1月からの施行にむけ、今後詳細規定が出てくることが想定されます。引き続き、大きな取り扱い変更が出てこないか、注視する必要があります。

次回の意見交換会は3月19日を予定しております。参加を検討されている方で申し込み手続きがまだの方はぜひお申込みください。ご参加をお待ちしております。